

平成20年10月6日

姫路市長 石見利勝

姫路駅北駅前広場整備推進会議要綱を次のように定める。

姫路駅北駅前広場整備推進会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市都心部まちづくり構想において整備の基本的な考え方が位置づけられている姫路駅北駅前広場について、構想を具現化し、及び整備の推進を円滑に図るための姫路駅北駅前広場整備推進会議（以下「推進会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(意見交換事項)

第2条 推進会議は、次の事項について意見を交換し、及び連絡調整を行う。

- (1) 姫路駅北駅前広場の整備計画に関すること。
- (2) 姫路駅北駅前広場及び周辺事業の施工計画に関すること。
- (3) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、20人以内の委員で構成する。

(委員の指名)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 姫路駅北駅前広場の整備計画に関係する各種団体が推薦する者
- (2) 交通事業者が推薦する者
- (3) 姫路駅北駅前広場を構成する土地若しくは建物又はこれに隣接する土地若しくは建物の権利を有する者
- (4) 関係行政機関が推薦する者

(推進会議の会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

(アドバイザーの指名)

第6条 市長は、次に掲げる者のうち適当と認めるものをアドバイザーとして指名することができる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) その他市長が適当と認める者

2 アドバイザーは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(事務局及び事務局長)

第7条 推進会議の事務を処理するため、姫路駅周辺整備室に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局長は、姫路駅周辺整備室長をもって充てる。
- 4 事務局長は、会議の進行役となる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。